

法定外税について

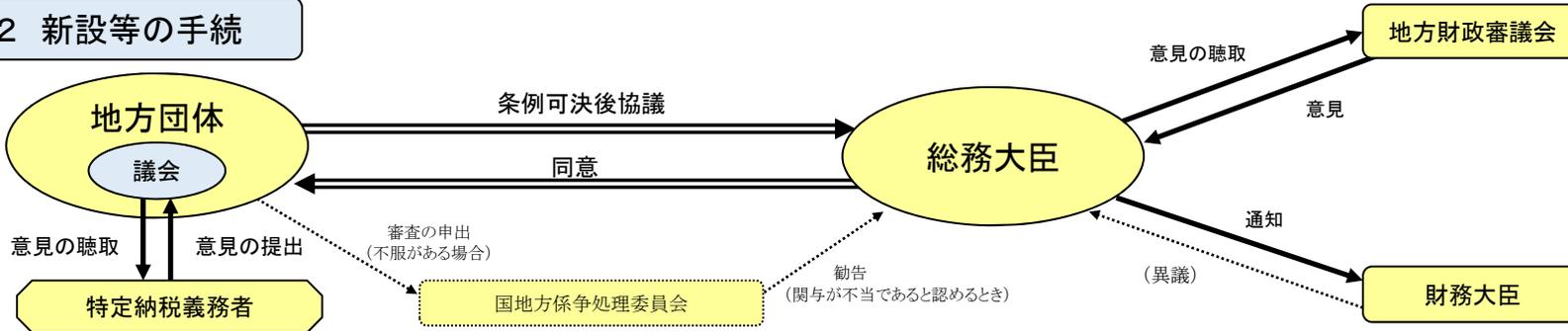
1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

同意基準

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。
(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

事業用発電パネル税の概要

税目名	事業用発電パネル税（法定外目的税）	徴収方法	普通徴収
課税客体	発電事業（市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し発電を行う事業）		
税収の使途	防災対策、生活環境対策及び自然環境対策のための施策に要する費用		
課税標準	太陽光発電設備のパネルの総面積 ※ 事業区域が市の区域外にわたる場合には、市の区域内にあるパネルの総面積 ※ FIT認定出力が、 ・ 50kW以上の事業者…パネル総発電容量1kWに6を乗じて得た値 ・ 50kW未満の事業者…発電認定容量1kWに6を乗じて得た値 を総面積（㎡を単位とする値）とみなす、課税標準の特例あり		
納税義務者	発電事業者		
税率	1㎡につき50円		
収入見込額	（初年度）約1.1億円 （平年度）約1.1億円	徴税費用見込額	（初年度）約4.8百万円 （平年度）約4百万円
非課税事項等	（1）建築物の屋根その他の当該建築物を構成する部分に設置した太陽光発電設備による発電事業 （2）発電認定容量が10kW未満の太陽光発電設備による発電事業 （3）発電認定容量が50kW未満の太陽光発電設備による発電事業であって、その事業区域に次に掲げるいずれの地域も含まないもの ア 岡山県砂防指定地等管理条例第2条第1項に規定する砂防指定地 イ 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域 エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域 ※ 上記の場合において、実質的に同一または共同の関係にあると認められる者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備が一体性を有するものと市長が認めるときは、関係する太陽光発電設備全てのFIT認定出力を合算した値をもって、（2）、（3）の出力とみなす ・ その他、太陽光発電事業者が地域住民等との円滑な関係を維持するために、寄附金を支出した場合には、前年中に支出された当該寄附金の額を本税から控除（上限20%）することができる		
課税を行う期間	本税施行後5年を目処として社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする		

導入の理由 ※協議書から抜粋

- ・ 美作市は、平成17年3月31日に5町1村が合併して誕生した市で、岡山県の北東部に位置し、429平方キロの面積を有する中山間地域の市である。多くの地方自治体同様、人口減少と高齢化に歯止めがかからず、市内全域が過疎法の指定対象地域となっている。
- ・ 晴れの日が都道府県で最も多いとされる岡山県にあって、市内での積雪の影響もさほどなく、平成24年に再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まると、本市内に多くの太陽光発電設備が設置されるようになり、全国でも有数の大規模太陽光発電施設が稼働している。
- ・ 太陽光発電事業は、発電容量に比例して大規模な土地が必要となり、国内最大規模のメガソーラー建設時には、過去に大規模な浸水被害のあった地域で反対運動がおきるなど、市及び市民が長年維持してきた豊かな土地が太陽光発電用地へと急激に変化し、市民の生活環境に少なからぬ不安を与えることとなっている。
- ・ 山林や農地が太陽光発電設備用地へ変化することで、住処を失った鳥獣による農業被害は拡大し、人的被害が懸念される目撃情報も見られるようになっている。さらに、近年想定を上回る自然災害が頻発していることを考えれば、土砂災害、河川洪水、あるいは事業者の太陽光発電の売電事業終了後の土地の荒廃等が危惧される。
- ・ こうした自然災害等へ備えるには、災害が起きる前に減災対策を行うことが重要であるが、多額の事業費が発生することになる。地域の不安を払拭するため、少なからず災害の要因になりうる可能性がある施設については、一定の負担をいただき、地域の理解を得ることも重要である。
- ・ このように多くの太陽光発電設備が所在する美作市の特色を踏まえ、市及び市民が維持してきた良好な自然環境や生活環境を利用して事業を行う太陽光発電事業者に対して、新たな市税(法定外目的税)として事業用発電パネル税を制定し、再生可能エネルギーと共存しながらも、必要となる防災対策、生活環境及び自然環境の維持向上の費用に充てることを目的として創設するものである。

市の説明する税収の使途(詳細) ※協議書から抜粋

事業用発電パネル税 環境対策事業予定額(5年間)

(単位:千円)

区分	事業名	事業費	国庫	県	地方債	地元負担金	他特定財源	一般財源	地方債の内交付税算入残	積算根拠等
1 治水対策 吉野川水系	大還橋井堰撤去工事	110,000	0	0	110,000	0	0	0	33,000	緊急自然災害防止対策
	大環橋井堰代替水利移設整備	156,800	35,750	9,750	105,400	0	0	5,900	52,700	ポンプ施設(2基)
	大還橋井堰代替施設維持管理費	54,000	0	0	0	0	0	54,000	0	定期点検、電気代等
	横尾川・河合川合流点改良	20,000	0	0	20,000	0	0	0	6,000	緊急自然災害防止対策
	緊急自然災害防止対策事業	204,900	0	0	204,900	0	0	0	61,470	護岸工事・河道掘削等(～R3事業分)
2 内水排水対策	排水事業	990,672	495,300	0	495,200	0	0	172	210,485	9基分 林野・入田・鳥淵・谷口地域
	ポンプ場維持管理費	45,000	0	0	0	0	0	45,000	0	5年分 1,000千円/年/基
	可搬式排水ポンプ整備事業	7,016	0	0	6,800	0	0	216	2,040	R元年度整備10機 3.3t/分(林野、桜川、入田、福本)
3 避難場所整備	土居集会所移転	102,448	0	0	97,400	0	0	5,048	29,220	H21浸水地からの移転費
	避難誘導灯	9,263	0	0	0	5,598	0	3,665	0	新設175基・更新195基・5箇年分 R2年度実績より推計
	避難誘導灯維持費	56,994	0	0	0	56,994	0	0	0	光熱費 5,900基分・5箇年分
	備蓄品(防災食他)	4,860	0	0	0	0	0	4,860	0	アルファ米等備蓄品配備・5箇年分
4 消防施設整備	消防車整備	107,500	0	0	91,300	10,750	0	5,450	27,390	ポンプ車0.5台・積載車3台/年・5箇年分
	警鐘台撤去費	58,500	0	0	0	58,500	0	0	0	警鐘台 130箇所
5 獣害対策	獣害防護策設置事業	22,305	0	7,021	0	9,513	870	4,901	0	H25～R1実績の1/2を想定
6 放置パネル対策	不法放置パネル撤去事業	40,000	0	0	0	0	0	40,000	0	20万kw×10千円×2%
7 環境測定	風向風力気温測定	25,160	0	0	0	0	0	25,160	0	測定器設置 10基分
	水質検査	7,150	0	0	0	0	0	7,150	0	10箇所・2回/年・5箇年分
8 調査研究費	余剰電力利活用研究費	10,000	0	0	0	0	0	10,000	0	
9 監視業務	防災カメラ	2,750	0	0	0	0	0	2,750	0	カメラ設置 10台/年・5箇年分
	環境パトロール	2,080	0	0	0	0	0	2,080	0	52回日/年・5箇年分
合 計		2,037,398	531,050	16,771	1,131,000	141,355	870	216,352	422,305	

A

B

C

目的税充当予定額 A+B+C 780,012

特定納税義務者の主な意見 ※R3.9市議会あて提出の意見書から抜粋

不同意3要件について

(1号要件について)

- 固定資産税や法人事業税等と実質的に二重課税である。
- 固定価格買取制度では、経営努力で税負担を分散吸収できる構造ではなく、納税者の負担が著しく過重である。

(3号要件について)

- 発電事業者が負担する費用を考慮したうえで発電事業者が適正な利潤を確保できるように(固定価格買い取り額が)決定されているところ、当初想定していなかった費用が加わることになり、発電事業者の利潤を減少させるものであるから、発電事業者に適正な利潤を確保させ、もって再生可能エネルギーの普及を推進する国の経済施策に反する。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギー拡大に係る経済施策が進められる中、本議案のような税は参入障壁となり、エネルギーの構造転換が進まず、カーボンニュートラルの実現が不可能となる。
- 再生可能エネルギー投資を促進する観点から、環境関連投資促進税制が導入されており、固定価格買取制度の認定を受けた一定規模の太陽光発電設備について、特別償却や税額控除が講じられており、租税施策上も重要視されている。

その他

- 課税の根拠として「防災対策、生活環境対策及び自然環境対策に対する施策に要する費用に充てるため」としているが、何故これら多岐にわたる行政施策上の課題について、一部の稼働済み太陽光発電資産のみに限定して課税されるのか、税負担と用途の因果関係及び課税の公平性の観点から妥当性が見出せない。
- 太陽光発電事業を実施するにあたっては、国や県などの各監督官庁から厳格な認定、規制、審査を経た上で、実施されているものであって、土砂災害や河川洪水等の危惧は払拭されており、また、他の商業と類比して太陽光発電が突出してリスクが高いものではない。